## 処分基準整理票

処 分 名	職権による障害支援区分の変更の認定	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的	
根拠法令名	に支援するための法律(平成 17 年法律第	(条項) 第 24 条第 4 項
	123 号)	
基準法令名		(
所 管 部 署	福祉部 障害福祉課 認定審査係	
【処分基準】	・文書の名称【	]
	・掲載図書等【	]
	· 內 容 □全部記載 ■一部・	項目のみ記載

## [職権による障害支援区分の変更の基準]

職権による障害支援区分の変更は、大津市介護給付費等の支給に関する審査会が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第10条第2項に基づき定められた障害支援区分にかかる市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)に定める基準に従い行う審査及び判定の結果を基準とする。

なお、上記の掲載図書は、担当課において据え置く。

## 参考

## [根拠法令]

第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。 1 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。

- 3 第十九条(第一項を除く。)、第二十条(第一項を除く。)及び第二十二条(第一項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる。

5 第二十一条の規定は、前項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合
において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
6 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に
係る事項を記載し、これを返還するものとする。
W

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図 書等の縦覧をもって代えることができる。